

## 農業用使用済みプラスチック中間処理作業等委託業務仕様書

### 1 委託業務名

農業用使用済みプラスチック中間処理作業等委託業務

### 2 委託業務内容

- (1) 茨城県園芸リサイクルセンター（以下「センター」という。）の再生処理プラントにおいて、搬入された農業用使用済みプラスチックの中間処理を行い、中間処理製品「ビニールグラッシュ」を製造し、製造した全量を公益社団法人茨城県農林振興公社（以下「公社」という。）から買取ること。
- (2) 中間処理作業に付随して発生する排水処理作業に関すること。
- (3) 排水処理過程で発生する洗浄残土をセンター内乾燥場へ移動し、乾燥処理すること。
- (4) 中間処理作業及び排水処理過程で発生する残渣を、公社が指定する場所に移動すること。
- (5) 製造工程で使用する機器を、定期的にメンテナンス及び清掃を行い、維持管理に努めること。

### 3 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで 3年間

### 4 センターの概要

所在 地	茨城県東茨城郡茨城町網掛 1154 番 1
名 称	茨城県園芸リサイクルセンター
敷地面積	51,365.63 m <sup>2</sup>
主な施設	工場棟 1,902.64 m <sup>2</sup>
	管理棟 248.39 m <sup>2</sup>
	ストックヤード 2,851 m <sup>2</sup>
排水処理施設	1式
洗浄残土乾燥場	811 m <sup>2</sup>
トラックスケール	

※詳細は別添1「茨城県園芸リサイクルセンター主要施設の概要」参照

### 5 中間処理製品の製造と買取

センターの再生処理プラントを使用して、中間処理製品（ビニールグラッシュ）を製造し、その全量を公社から買取ること。

### 6 製造工程

粗切断 → 粗碎 → 洗浄 → 粉碎 → 洗浄 → 異物除去 → 洗浄 → 脱水  
→ 半溶解 → 冷却 → ふるい → 混合 → 袋詰め

※詳細は別添2「中間処理製品製造作業内容」参照

## 7 排水及び洗浄残土乾燥等の処理

「6 製造工程」において発生する排水を、排水処理プラントで排水基準以下となるよう適正に処理し、その際発生する洗浄残土（年間概ね450トン）を乾燥場に移動し、乾燥処理を行うこと。  
また、中間処理作業及び排水処理過程で発生する残渣を、公社が指定する場所に移動すること。

## 8 処理条件（年間見込数量）

(単位：トン、%)

	処理量	歩留まり	中間処理製品製造量
農ビ	1,900	70	1,330

## 9 月別製造計画

原則として、中間処理製品製造量（年間計画数量）を毎月均等に生産するものとするが、詳細は公社と受託者で協議、決定する。

## 10 土地、建物及び機械等の使用

茨城県と公社が締結している公有財産賃貸借契約書に記載のある土地、建物及び機械等並びに公社所有の機械等を委託期間中無償で使用させるものとする。

工場棟 1,902.64 m<sup>2</sup>

再生処理プラント一式及び排水処理プラント一基

ストックヤード 2,851.00 m<sup>2</sup>

管理棟事務室 30 m<sup>2</sup>他付属施設

油圧ショベル (ZX120-5B) フォークリフト (NFP01L15)

粗碎機 (SSC-12040) トロンメル

粉碎機 (TK-840) 比重分離タンク

高速遠心脱水機 クーリングミキサー

ヘンシェルミキサー (FM1000JP-X) リボンブレンダー

ふるい機 圧縮梱包機

ハンドパレットスケール

## 11 委託費の支払い

### (1) 対象数量

「ビニールグラッシュ」の製造量

### (2) 支払額

上記(1)に所定の単価を乗じた金額に消費税を加えた額

### (3) 支払時期

受託者は、毎月末に製造数量を締め切り、翌月 10 日までに請求書を公社に提出し、公社はその月末までに支払う。

## 1 2 経費の負担

中間処理作業の委託に伴う以下の経費は、受託者が負担するものとする。

- (1) 人件費（賃金、法定福利費等）
- (2) 製造並びに排水処理施設の運転に要する電力料金及び管理棟を使用する場合はその電力料金
- (3) 作業及び軽微な補修に要する消耗品購入費
- (4) 機械類の軽微な調整、整備費
- (5) 重機、乾燥機等に使用する燃料費及び油脂購入費
- (6) 刃の研磨及び軽微な調整費用
- (7) 受託者の責により生じた修繕費用
- (8) その他必要資材・機械購入費及びその賃借料

## 1 3 報告等及び中間処理製品代金の支払い

- (1) 作業報告は、製造実績（日報）を作業翌日に、月次実績（月報）を翌月第 3 営業日までにセンターに提出する。
- (2) 受託者は、中間処理作業により製造した中間処理製品の全量を公社から買取り、その販売実績を、毎月センターに提出する。
- (3) 委託契約期間中、毎年度末に関係業務の収支を明らかにした業務実績報告書を作成し、公社に提出する。
- (4) 委託契約期間満了後、業務完了報告書を直ちに作成し、公社に提出する。
- (5) 中間処理製品代金は、製造された中間処理製品の重量に所定の単価を乗じ、消費税を加えた額とし、毎月末に締め切り、公社は翌月 10 日までに請求書を発行し受託者はその月末までに支払う。詳細は、売買契約書に定める。

## 1 4 再委託の禁止

再委託はできない。

## 1 5 その他協力事項等

- (1) センター地元推進協議会が行う総会、研修会及び地元地域が行う行事等への協力
- (2) 管理棟を含むセンター構内の清掃、排出事業者によるセンター直接搬入等への協力
- (3) その他センターの運営に必要な事項

### 茨城県園芸リサイクルセンター主要施設の概要

施設名	構 造	延べ面積等	用途 その他
1 工場棟	鉄骨造	1,902.64 m <sup>2</sup> 幅 28.5m(22.0m) 長さ 75.0m	①中間処理再生処理プラント一式 ②一部中間処理製品保管倉庫 ③天井部に天井クレーンを装備 ④屋上に6カ所換気装置装備 ⑤倉庫 1室 ⑥休憩室 1室
2 管理棟	鉄筋造	248.39 m <sup>2</sup>	①事務室 2室 ②休憩室 1室 ③研修室 1室 ④応接室 1室
3 排水処理施設			①工場排水処理プラント一式 ②洗浄残土処理
4 洗浄残土乾燥場		811 m <sup>2</sup>	①洗浄残土乾燥処理
5 ストックヤード	コンクリート造	2,851 m <sup>2</sup>	①搬入された塩ビの保管 ②最終残渣置き場
6 トラックスケール			①運搬用 トラックの重量測定

## 中間処理製品製造作業内容

NO	作業内容	系列数
1	スットクヤードから回収した塩ビを工場内へ搬入	1



2	重機等で粗切断	1
---	---------	---



3	異物を除去し、コンベアで搬送	1
---	----------------	---



4	粗碎機で破碎（約30cmのフラフ化）	1
---	--------------------	---



5	ミニコンベアで搬送	1
---	-----------	---



6	トロンメルで洗浄	1
---	----------	---



7	投入コンベアで搬送	1
---	-----------	---



8	粉碎機で破碎（3~5cm フラフ化）	1
---	--------------------	---



9	整流機で土砂除去	1
---	----------	---



10	ポンプで送出	1
----	--------	---



11	トロンメルで洗浄	1
----	----------	---



NO	作業内容	系列数
12	合流タンクで比重分離しゴミ除去	1



13	ポンプで送出	2
----	--------	---



14	トロンメルで洗浄搬送	2
----	------------	---



15	脱水機で脱水	2
----	--------	---



16	プロアー4基で搬送	2
----	-----------	---



17	ヘンシェルミキサーでフラフを熱で半溶解し 微粒化	2
----	-----------------------------	---



18	ふるい機で分け粒度選別	2
----	-------------	---



19	リボンブレンダーで混合	2
----	-------------	---



20	グラッシュをスケールで計量	2
----	---------------	---



21	グラッシュを500kgフレコンで梱包	2
----	--------------------	---